【ケーススタディーの使い方】

「第二部 ケーススタディー編」では、スポーツの現場で起きがちな 21 のケースを取り上げ、それぞれについてパワハラチェック表による評価とともに、どこが不適切であり、どう指導するのがグッドコーチングになるのかを紹介しています。

スポーツのパワーハラスメント問題に関しては、スポーツ指導者にすれば、あくまで指導の一環であり、よかれと思ってやっていたことが、あるとき、プレーヤーや保護者などから「パワーハラスメントである」と指摘され、戸惑う場合も少なくないでしょう。そこで、自分の考え方・指導法を見つめ直すツールとして、「ケーススタディー編」を以下のように活用し、グッドコーチングの実践に役立てられることをお勧めします。

- 1) まずケースを読んで、自分の考え方や指導法と照らし合わせてみましょう。ケースと全く同じとは限らなくても似た言動はなかったか、あるいはそのケースについてどう思ったかでもかまいません。
- 2) 裏面のパワハラチェック表の評価に目を通し、○や△の印がついた項目について、自分も同様に評価したのか、あるいは別の評価をしたのかを検討します。あわせて、解説文を読み、ケースのどの言動が指導者として不適切な行為にあたるのか、また、それがパワーハラスメントのレベルとしてはどの段階に該当するのかも理解しましょう。自分では単に一つの指導法と思っていた言動が、意外と高レベルのパワーハラスメントに該当することになるので、その場合は指導法を見直します。
- 3) 個々のケースについて、不適切な箇所だけでなく、どのように指導していくのがよいか、どのように考えるのが適切であるかも解説していますので、必ず読んでください。特に大事な点に関しては、赤字で強調しています。指導法の参考にするとよいでしょう。

1

愛のムチとして ビンタをくらわした



ベテランの指導者であるAさんは、チームの練習を見ていてイライラしていました。大会に向けて少しレベルの高いトレーニング課題を課したのですが、クリアできないプレーヤーが何人もいたからです。しかも、やる気があるのかないのか、どこか投げやりな感じでした。

課題をクリアできないプレーヤーを「何やっているんだ、おまえらは」と大声を上げて集合させると、「こんなこともできないようじゃ、試合に勝てないぞ」と怒鳴りつつ、端から平手でビンタをくらわせました。あまりのことに下を向いて涙をこぼすプレーヤーもいます。

しかし、A さんにすればあくまでも *愛のムチ、であり、自分とプレーヤーたちとの間には信頼関係ができていると信じていました。また、このやり方で実績を上げてきたという自負もあります。実際、その後の練習ではプレーヤーたちはピリッと引き締まり、前向きに練習に取り組んでいるように見え、やはり *愛のムチ、のおかげだと満足したのでした。

「愛のムチ」はもう通用しない

パワハラチェック表	評価
①暴行・傷害・脅迫・名誉毀損など刑法に触れるような言動をしていませんか	0
②人格否定や体罰など人間としての尊厳を侵害する言動をしていませんか	(O)
③地位や立場など人間関係の優位性が背景にありませんか	(O)
④指導や教育の適正な範囲を超えていませんか	(O)
⑤複数回または執拗ではありませんか	(x)
⑥相手に身体的・精神的苦痛を与えていませんか	(O)
⑦周りのプレーヤーが萎縮するなど、活動環境を悪化させていませんか	(O)
合 計	刑法に触れるレベル (レベルIV)

日本では、本ケースのような *愛のムチ、と称してのビンタ (平手打ち) などの暴力・暴言が伴うスポーツ指導を容認する風潮が根強くあります。 しかし、スポーツの社会的、教育的影響力の大きさを考えたならば、暴力の容認は絶対にあってはならないことです。社会で認められない暴力が、社会の一部であるスポーツでも許されるはずがありません。

ビンタに限らず、殴る、蹴る、胸ぐらをつかむ、小突くなど、人の身体に対して有形力を行使した場合には、プレーヤーがケガをしていなくても、刑法の定める暴行罪が成立します。ケガをしていれば傷害罪などが成立することも考えられます。これまで〝愛のムチ〟でチームを強くしてきた経験がそうさせるのでしょうが、暴力はあくまでも暴力であり、本ケースはパワハラチェック表で見ても、①の「刑法に触れるような言動」で一発レッドカードとも言えるレベルIVに該当します。

暴力行為は、スポーツの価値を著しく冒涜するものです。チームを本当に強くしたいのであれば、チームやプレーヤー個々人に明確な目標・課題を設定し、できないときには言葉での説明や手本を示す、さらには理解を助けるためのツールを活用するなどして、どこが足りないか、どうすればよいのかを本人に気づかせ、励ましていくなどしていきましょう。

2

制限を設けずグラウンドを 走らせ熱中症になった



運動部顧問のBさんは、熱心な指導者として知られています。一生懸命に教えるあまり、部員が手抜きをしたりミスをするのが許せず、「グラウンドを3周走れ!」「腕立伏せ50回!」など懲罰を命じて反省を促します。

真夏日の練習でのこと。大会に備えてチームプレーの練習に取り組んだのですが、教えても教えてもミスの連続です。あまりの呑み込みの悪さにBさんはとうとうキレてしまい、

「もういい。罰としてグラウンドを走れ!」

と部員たちに命じました。腹が立って、何周と制限を設けずじまいです。

部員たちは炎天下を走るうちに、倒れ込む者も現れました。慌ててストップをかけ、日陰に寝かせ、水を飲ませたことで元気を取り戻しましたが、一つ間違えば大変なことになるところでした。

罰ではなく共に考える時間をつくろう

パワハラチェック表	評価
①暴行・傷害・脅迫・名誉毀損など刑法に触れるような言動をしていませんか	×
②人格否定や体罰など人間としての尊厳を侵害する言動をしていませんか	0
③地位や立場など人間関係の優位性が背景にありませんか	0
④指導や教育の適正な範囲を超えていませんか	0
⑤複数回または執拗ではありませんか	Δ
⑥相手に身体的・精神的苦痛を与えていませんか	0
⑦周りのプレーヤーが萎縮するなど、活動環境を悪化させていませんか	0
合 計	5.5 (レベル皿)

スポーツに、ミスはつきものです。ですから、ミスをしたからといって 懲罰を課すことは、自発的な運動の楽しみを基調とするスポーツにはそぐ わないものです。ましてやミスを理由に炎天下で制限を決めずに長時間ラ ンニングさせるのは、そもそも教育上の必要性が認められず、学校教育法 第 11 条で禁止されている体罰の暴力行為(肉体的苦痛)にあたり、パワ ハラチェック表でも 5.5(レベルⅢ)とパワハラと言うべきレベルです。

本ケースでは日陰で休んで元気を取り戻したからよいものの、万が一部 員が熱中症で体を壊したり、亡くなったりすれば、刑事責任や民事上の損 害賠償責任を問われる可能性が大でした。部員に対する安全への配慮は必 須で、スポーツ医・科学にもとづかない危険なトレーニング法は見直すよ うにしてください。

部員がミスをしたときは、罰を与えて反省させることではなく、一緒になってミスの原因を追究し、どうすればミスをなくして成長していけるかを考えるのが指導者の役割です。罰を与えることは指導者の自己満足と言わざるを得ません。技術面、精神面以外にも、コンディションや体調不良がミスにつながっていることもあります。部員が悩んでいるようなら、共に悩んでいい解決の道を見つけましょう。

3

ルールを破った部員に 丸刈りを命じた



コーチの C さんは、チームのエースの態度が最近目に余ると感じていました。自分を引き立てるプレーをしないと横を向いてしまう、チームメイトがミスをすると、「何をやっているんだ!」と文句を言う。「練習には 5 分前集合」「挨拶励行」などのチームで決めたルールも、平気で破ったりします。

Cさんはそのつど口頭で注意をするのですが、いっこうに反省する様子はありません。指導者として、チームのためにも、本人のためにも厳しいペナルティーを課す必要があると考えたCさんは、ある日の練習に遅刻してきたエースを呼び止めると、激しく叱責しました。

「何度注意したらわかるんだ! 頭を丸めて反省しろ!|

そのエースは、翌日から練習に出てこなくなりました。「コーチに 丸刈りを強要されたから」と言っているそうです。